秋田県外国人材定着支援事業費補助金 Q&A ver3

〈事業全般に関するもの〉

- Q1 申請日において外国人材を雇用している必要があるか。
- A 1 雇用予定でも申請は可能ですが、令和8年3月31日までに入社することがわかる書類(技能実習計画認定通知書等)の提出が必要です。よって受入時期が未定の場合は申請できません。
- Q2 着手済みの事業に関する支出は対象となるか。
- A 2 交付決定日よりも前に発注、契約、納品、代金の支払い等をしたものは補助対象となりません。
- Q3 申請しようとしている経費について、既に市町村の補助を受けているが、併用可能か。
- A 3 交付要綱の第4条に定める補助対象事業のうち、「就労・生活環境整備事業」の(2) 生活環境整備については併用可能です。その場合は補助対象経費の合計額から市町村の 交付額を控除した額に補助率を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額又は限度額のい ずれか低い額を交付額とします。
- 〇4 交付要綱の第4条に定められた補助対象事業に当てはまらない事業は申請可能か。
- A 4 本補助金の目的に合致するものであれば、補助対象となり得ますが、そのような事業を申請する場合は県に事前に相談してください。
- O5 申請時に添付する見積書は1社分でいいか。
- A 5 10 万円以上の金額を支出(契約)する場合は、原則、複数の業者から見積書を取り、 相手方を決定してください。
- 〇6 補助対象となる「団体等」はどのようなものを想定しているか。
- A 6 産業別の業界団体や監理団体などを想定しています。登録支援機関は含まれません。
- Q7 3つの補助対象事業(就労・生活環境整備事業、日本語教育等支援事業、定着・共生 支援事業)を全て含めた事業内容とする必要があるか。
- A7 補助対象事業は1つでも複数でも申請可能です。
- 〇8 本補助事業で処分の制限を受ける財産は具体的にどのようなものを指すか。
- A8 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを指します。

- O9 二次募集の募集期間はいつからいつまでか
- A 9 令和7年10月3日(金)~令和7年12月29日(月)17時までとします。
- Q10 事業所ごとに申請することは可能か。
- A10 申請は法人単位で認めるため、事業所ごとに申請することはできません。
- Q11 複数回の申請は可能か。
- A11 申請は法人単位で一回まで認めます。
- Q12 社会福祉法人や医療法人も補助対象事業者に含まれるか。
- A12 補助対象となります。
- Q13 補助金の交付決定を受けた後に、入社予定の外国人材が令和8年3月31日までに 入社ができなくなった(または、入社が難しいと見込まれる)場合、どうすればよい か。
- A 1 3 様式集の「入社遅延報告書」を提出し、その指示を受ける必要があります。報告書の内容(やむを得ない理由かどうか、新たな入社予定年月日が決まっているか、現地機関との協議を継続しているか等)を審査し、補助事業の継続が適当であると判断した場合には、交付決定は継続されます。

〈就労・生活環境整備事業に関するもの〉

- Q1 生活環境整備ではどのような住居が補助対象となるか。
- A 1 空き家や中古住宅など戸建てタイプを想定しています。アパートは会社所有のもの に限り対象とします。

戸建てタイプにおいては、所有権を問いませんが、所有権のない住居を改修する場合は、所有者からの承諾書など、許可されていることがわかる書類を併せて提出してください。

- Q2 生活環境整備における空き家や中古住宅の改修費(壁、床、屋根等の主要な部分に手 を加える改修)にエアコンの取付工事は含まれるか。
- A 2 含まれません。そのため、エアコンの購入及び取付工事だけでは補助対象となりません。

申請例	住居の改修費	左記改修に合わせた設備導入費	補助対象
1	なし	エアコン購入費	×
2	エアコンの取付工事	エアコン購入費	×
3	間仕切り工事 (個室化)	エアコン購入費	0
	エアコンの取付工事		

- Q3 不動産の取得費用は補助対象となるか。
- A3 補助対象となりません。
- Q4 生活環境整備における「生活する上で不可欠であり、構造上一体となる設備」とは どのようなものを指すか。
- A 4 住居の改修と合わせて導入する、以下のような設備を指します。
 - ・電気ガス給排水設備
 - 空調設備
 - ・トイレ
 - ・シャワー
 - ・インターネット環境
- Q5 家電製品の購入費は補助対象となるか。
- A 5 「生活する上で不可欠であり、構造上一体となる設備」に関連するエアコンや Wi-Fi ルーターの購入費は補助対象となります。

なお、事業所へ設置するための Wi-Fi ルーターの購入費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- Q6 家具の購入費は補助対象となるか。
- A 6 補助対象となりません。
- Q7 自ら空き家等を改修(DIY)する場合でも補助対象となるか。
- A 7 補助対象となりますが、申請者自らに支払う経費は補助対象となりません。

- Q8 家賃等は補助対象となるか。
- A8 家賃や管理費などのランニングコストは補助対象となりません。
- O9 事業所の改修ではどのようなものが想定されるか。
- A 9 多言語標識類の設置のほか、礼拝室や技能習得に向けた実習室など、外国人材特有の 理由に基づく改修を想定しています。

〈日本語教育等支援事業に関するもの〉

- O1 監理団体が行う入国後講習は補助対象となるか。
- A 1 法律で定められた義務的な講習 (監理団体が行う入国後講習、登録支援機関による義務的な講習、現地での義務的な日本語教育など) は補助対象となりません。
- O2 資格や免許取得費用は補助対象となるか。
- A 2 補助対象となりません。
- O3 オンラインによる学習も補助対象となるか。
- A3 補助対象となります。
- Q4 オンライン学習のために購入するタブレット端末は補助対象となるか。
- A 4 本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象となります。

〈定着・共生支援事業に関するもの〉

- Q1 地域住民との親睦を深めるため、飲食を伴う交流を行った場合、食費は補助対象となるか。
- A 1 食文化を通じた交流など、多文化共生に資する取組であれば、食費も補助対象となり 得ますが、補助対象経費の大部分を食費が占める場合は補助対象とならない可能性が ありますのでご注意ください。

上記に記載のないものなど、補助対象となるか不明な場合は、県にご相談ください。

★ 秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援チーム (018-860-2334)